

## 平成24年第2回江差町議会定例会資料

資料1：平成24年度過疎地域等自立活性化推進交付金事業概要

【議案第1号関係】 …P 1

資料2：消火栓取り替え工事箇所図

【議案第1号関係】 …P 3

資料3：円山第4団地通りインフラ整備箇所位置図

【議案第1号関係】 …P 5

資料4：江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

【議案第5号関係】 …P 6

資料5：江差町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第6号関係】 …P 8

資料6：江差町公共下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

【議案第7号関係】 …P 10

## 平成 24 年度過疎地域等自立活性化推進交付金事業

### 1 事業の趣旨

過疎地域における喫緊の諸課題に対応するため、交付金制度を創設し、過疎地域の活性化への取組を支援する。具体の交付先は、総務省において、実践者・民間専門家等を構成員とした評価委員会を開催して審査し、その結果を参考として、決定する。

### 2 事業の概要

本事業は、過疎市町村等が行う先進的で創造性の高いソフト事業を幅広く支援するため交付金を交付するものです。

具体的には、①産業振興(スモールビジネス振興)、②生活の安心・安全確保対策、集落の維持・活性化対策、移住・交流・若者の定住促進対策、③地域文化伝承対策、環境貢献施策の推進等のソフト事業対象とし、1事業当たり1,000万円(定額)を交付するものです。

対象事業は次のとおりです。

### 3 江差町の対象事業

上記のうち、江差町は、①産業振興(スモールビジネス振興)、を提案し、5月21付けで採択(内示)を受けました。

#### 江差町における事業概要

① 提案事業名 追分の里「美味しいもの」資源を活用した新たな産業づくりプロジェクト

② 提案事業の内容

**事業の趣旨** 地元農産品を使用した新たな特産品の開発や、商品のデザインやパッケージの調査研究を行い、地域農産加工品のブランド化を図る。(売れる商品づくり等のノウハウに磨きをかけて)合わせて、販路を拡大し、地域所得の向上、雇用の拡大を推し進め、自立型農村社会の創造を図ります。

**事業計画の概要** 廃校となった小学校校舎を活用し、地元産の漬物・かたこもち・こうれん・味噌・豆腐・そばなど、地元にいにしえから伝わる伝統食文化の商品化に向け取り組み始めたところです。商品化に際し、パッケージデザインや保存形態などの調査研究(磨き上げ)を行い、商品のブランド化を目指し、開発された商品等をアンテナショップや町内商店、他県での試験販売を行い、商品アンケート調査などを行います。

あわせて、未利用農産物の直売や、加工品への利用を進めるなど、流通や販売のシステム作りを行い「もったいないブランド」の確立を図ります。

# 「美味しいもの」資源の活用事業(江差町)

提案の背景: 農産加工品の開発を手がける農業者婦人を中心とした組織がH23年に結成され、廃校となった小学校給食調理室を改修し、特産品開発のための基盤が整備されました。これを生かし、「売れる商品」の開発・「ブランド化」とともに、未利用農産物の販路拡大が課題となっております。

## 追分の里「美味しいもの」資源を活用した新たな産業づくりプロジェクト

事業の趣旨: 地元農産物を活用した加工特産品の制作や未利用の農産物の販路拡大による地域の自立

事業計画:

○地元農産加工特産品の制作

事業費(千円):

4,556

○未利用の農産物等の販路拡大

4,677

○商品パッケージやデザインの研究

1,000

○

○合計

10,233

## 実施スケジュール

H24. 6月

全体事業の準備

H24. 6月  
~7月

地域住民・関係団体への説明会

未利用農産品活用組織の設立

H24. 7月  
~10月

商品パッケージやデザインの研究

・H24 7月  
~25. 3月

地元農産加工特産品の制作

・H24. 7月  
~25. 3月

未利用農産品販売事業

H25. 3月

実績報告書作成

## 事業概念図

- ・農産加工商品の自家消費
- ・規格外商品の廃棄
- ・農業所得の先細り
- ・農業後継者不足
- ・人口減少と地域崩壊

過疎地域等自立  
活性化推進交付金  
事業の実施

- ・加工品の商品化
- ・商品のブランド化
- ・未利用農産物の販路拡大
- ・商品化ノウハウの蓄積

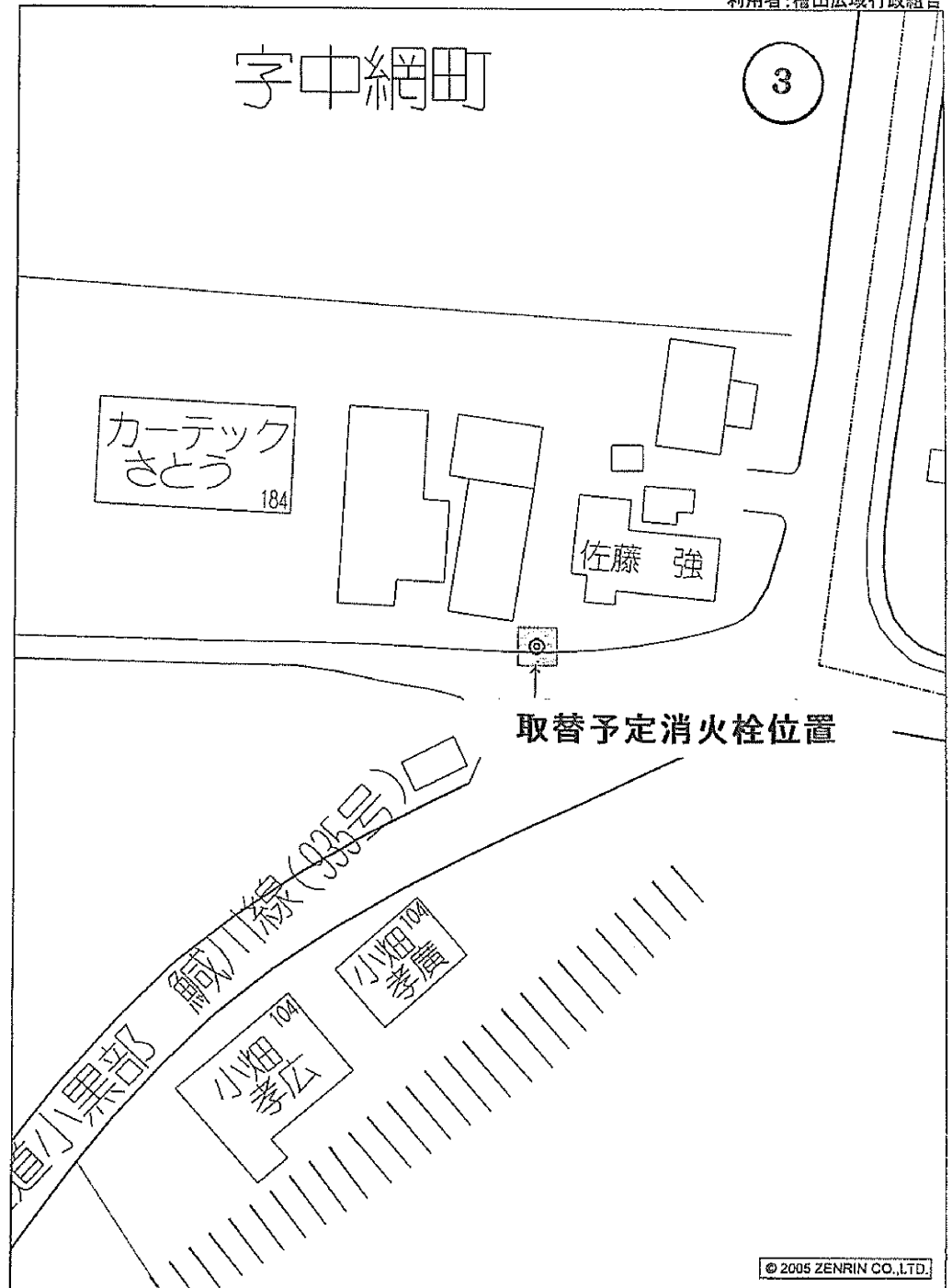
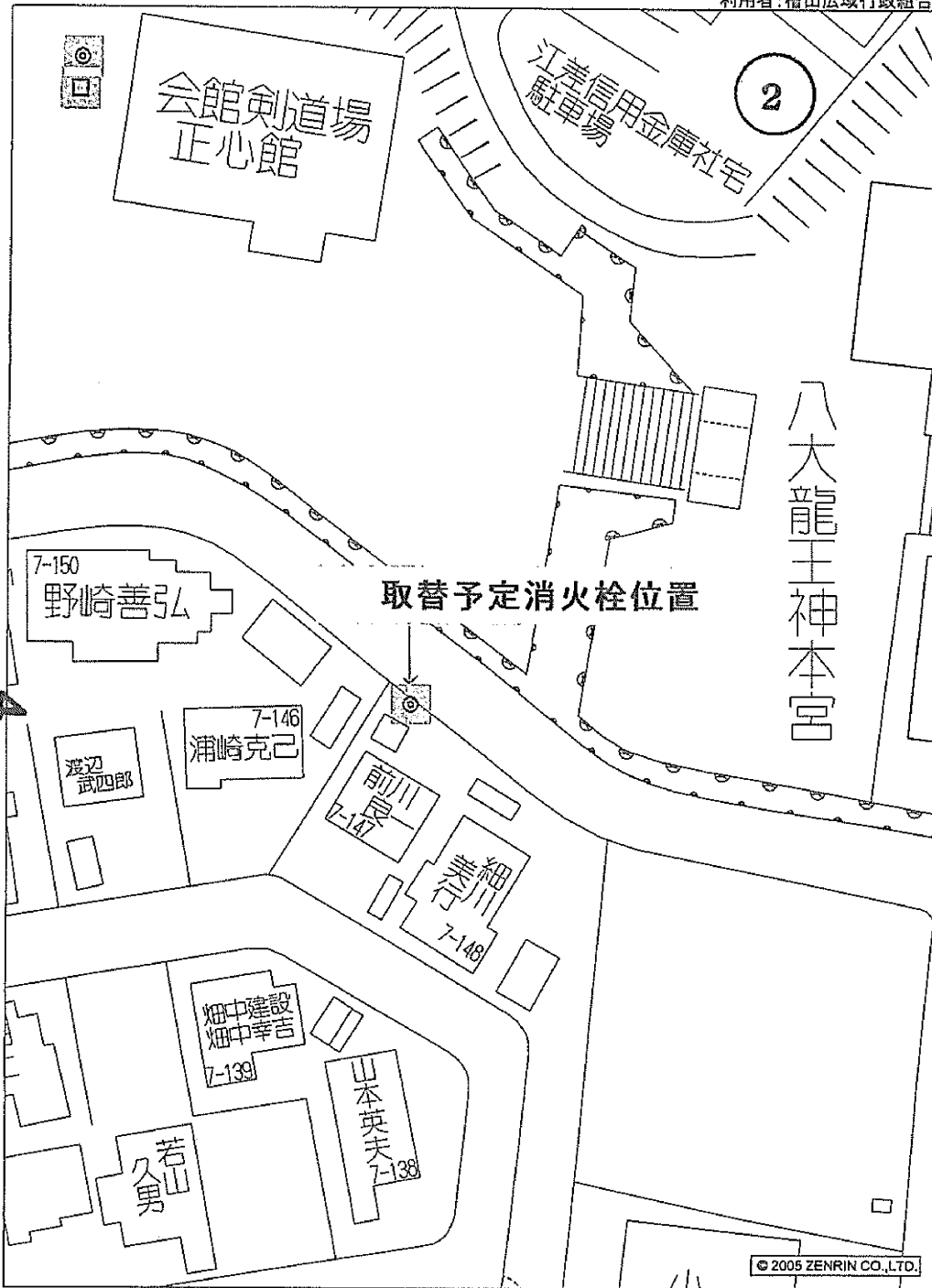
- ・地域所得の向上と雇用の拡大
- ・もったいないブランドの確立
- ・小さくとも「やりがい」と「生きがい」のある自立型農村地域の実現

# 消火栓取り替え工事 箇所図

- ① 字南が丘 7 番地の 2 6 2 付近
- ② 字南が丘 7 番地の 1 4 7
- ③ 字中網町 1 8 4 番地

3





円山第4団地通りインフラ整備箇所位置図

円山通り団地 B棟

(道営住宅建設予定)

かもめ保育園

北電柱移設先(移動距離≒8m)

下水道管150φ

水道管50φ

円山第4団地

LPG OIL 外灯

外物置

EV

自転車置場

2DK

2DK

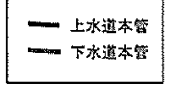
2LDK

2LDK

2LDK

外灯

公設樹



- 円山第4団地通り北電移設工事
- 円山第4団地通り上水道管布設工事
- 円山第4団地通り下水道管渠工事

江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(登録資格)</p> <p>第2条 本町に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) _____ _____により記録を受けている者は、1人1個 に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の<u>いずれかに</u>該当する場合は、当該印鑑 を登録しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳 _____ に記録されている氏名、氏、名もし くは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1 項に規定する通称をいう。以下同じ。)または氏及び名もしくは通称の一部を組み合 わせたもので表していないもの。</p> <p>(2) 職業、資格<u>その他氏名又は通称以外</u>の事項を表しているもの。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 町長は、<u>前項(1)及び(2)にかかわらず</u>、外国人住民(法第30条の45に規定する外 国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録さ れている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑によ り登録をうけようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(登録資格)</p> <p>第2条 本町に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) <u>または外国人登 録法(昭和27年法律第125号)</u>により記録<u>または登録</u>を受けている者は、1人1個 に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第5条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の<u>各号の一に</u>該当する場合は、当該印鑑 を登録しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳<u>または外国人登録原票</u>に記録<u>または登録</u>されている氏名、氏もしくは 名 _____ _____ または氏及び名の一部 _____ を組み合 わせたもので表していないもの。</p> <p>(2) 職業、資格<u>その他氏名以外</u> _____ の事項を表しているもの。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>

江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第6条～第9条 (略)</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第10条 町長は、印鑑登録者について次の各号の一に該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>氏名、氏若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更した（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）</u>ため、登録されている印鑑が第5条第1項第1号の印鑑に該当するとき。</p> <p>(6) <u>外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）</u></p> <p>(7) <u>その他印鑑の登録を抹消すべき事由が生じた</u>と認めるとき。</p> <p>2 町長は、前項第5号から第7号に規定する事由により印鑑の登録を抹消したときは当該印鑑登録者にその旨を通知するものとする。</p> <p>第11条～第16条 (略)</p>	<p>第6条～第9条 (略)</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第10条 町長は、印鑑登録者について次の各号の一に該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>氏または名を変更したため、登録されている印鑑が第5条第1項第1号の印鑑に該当するとき。</u></p> <p>(6) <u>その他印鑑の登録を抹消すべき事由が生じた</u>と認めるとき。</p> <p>2 町長は、前項第5号<u>または第6号</u>に規定する事由により印鑑の登録を抹消したときは当該印鑑登録者にその旨を通知するものとする。</p> <p>第11条～第16条 (略)</p>



江差町手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行																																										
<p>第1条 (略)</p> <p>(手数料を徴収する事務およびその金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務の区分およびその金額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる別表に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住民基本台帳_____、印鑑登録等の交付等に関する事務 別表第2</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>別表第2</p> <p>住民票・印鑑登録等に関するもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧</td> <td style="text-align: center;">1人につき</td> <td style="text-align: center;">200円</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳法第12条第1項もしくは第2項または第12条の2第1項に基づく住民票の写しの交付</td> <td style="text-align: center;">1通につき</td> <td style="text-align: center;">300円</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳法第12条第1項または第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付</td> <td style="text-align: center;">1通につき</td> <td style="text-align: center;">350円</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳法第20条第1項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付</td> <td style="text-align: center;">1通につき</td> <td style="text-align: center;">300円</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳法第30条の4第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付</td> <td style="text-align: center;">1枚につき</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の</td> <td style="text-align: center;">1枚につき</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	単位	金額	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1人につき	200円	住民基本台帳法第12条第1項もしくは第2項または第12条の2第1項に基づく住民票の写しの交付	1通につき	300円	住民基本台帳法第12条第1項または第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通につき	350円	住民基本台帳法第20条第1項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1通につき	300円	住民基本台帳法第30条の4第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付	1枚につき	500円	住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の	1枚につき	500円	<p>第1条 (略)</p> <p>(手数料を徴収する事務およびその金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務の区分およびその金額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる別表に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住民基本台帳、<u>外国人登録</u>、印鑑登録等の交付等に関する事務 別表第2</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>別表第2</p> <p>住民票・印鑑登録等に関するもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧</td> <td style="text-align: center;">1人につき</td> <td style="text-align: center;">200円</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳法第12条第1項もしくは第2項または第12条の2第1項に基づく住民票の写しの交付</td> <td style="text-align: center;">1通につき</td> <td style="text-align: center;">300円</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳法第12条第1項または第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付</td> <td style="text-align: center;">1通につき</td> <td style="text-align: center;">350円</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳法第20条第1項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付</td> <td style="text-align: center;">1通につき</td> <td style="text-align: center;">300円</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳法第30条の4第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付</td> <td style="text-align: center;">1枚につき</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の</td> <td style="text-align: center;">1枚につき</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	単位	金額	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1人につき	200円	住民基本台帳法第12条第1項もしくは第2項または第12条の2第1項に基づく住民票の写しの交付	1通につき	300円	住民基本台帳法第12条第1項または第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通につき	350円	住民基本台帳法第20条第1項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1通につき	300円	住民基本台帳法第30条の4第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付	1枚につき	500円	住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の	1枚につき	500円
手数料を徴収する事務	単位	金額																																									
住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1人につき	200円																																									
住民基本台帳法第12条第1項もしくは第2項または第12条の2第1項に基づく住民票の写しの交付	1通につき	300円																																									
住民基本台帳法第12条第1項または第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通につき	350円																																									
住民基本台帳法第20条第1項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1通につき	300円																																									
住民基本台帳法第30条の4第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付	1枚につき	500円																																									
住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の	1枚につき	500円																																									
手数料を徴収する事務	単位	金額																																									
住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1人につき	200円																																									
住民基本台帳法第12条第1項もしくは第2項または第12条の2第1項に基づく住民票の写しの交付	1通につき	300円																																									
住民基本台帳法第12条第1項または第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通につき	350円																																									
住民基本台帳法第20条第1項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1通につき	300円																																									
住民基本台帳法第30条の4第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付	1枚につき	500円																																									
住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の	1枚につき	500円																																									

8

江差町手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後			現 行		
17第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付または同令第30条の18第1項の規定に基づく新たな住民基本台帳カードの交付（ 町長が特に必要と認める場合のものを除く。）			18第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付または同令第30条の19第1項の規定に基づく新たな住民基本台帳カードの交付（住民基本台帳カードの追記欄の余白がなくなった場合その他町長が特に必要と認める場合のものを除く。）		
戸籍の附票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通につき	350円	戸籍の附票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通につき	350円
不在住及び不在籍に関する証明書の交付	1通につき	350円	不在住及び不在籍に関する証明書の交付	1通につき	350円
(削除)			外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の3第2項、第3項または第4項の規定に基づく登録原票の写しの交付	1通につき	350円
(削除)			外国人登録法第4条の3第2項、第3項、第4項または第5項の規定に基づく登録原票に登録した事項に関する証明書の交付	1通につき	350円
江差町印鑑登録及び証明に関する条例（平成5年江差町条例第16号）第7条の規定に基づく印鑑登録証の交付	1枚につき	350円	江差町印鑑登録及び証明に関する条例（平成5年江差町条例第16号）第7条の規定に基づく印鑑登録証の交付	1枚につき	350円
江差町印鑑登録及び証明に関する条例第11条の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	1通につき	350円	江差町印鑑登録及び証明に関する条例第11条の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	1通につき	350円
亡失及び改印による印鑑登録証の再交付	1枚につき	350円	亡失及び改印による印鑑登録証の再交付	1枚につき	350円
身分に関する証明書の交付	1通につき	300円	身分に関する証明書の交付	1通につき	300円

江差町公共下水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法人にあつては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあつてはその住民票の写し又は<u>在留カードの写し</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p>(責任技術者の登録の申請)</p> <p>第11条 第9条第1項の登録を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住民票の写し又は<u>在留カードの写し</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第12条～第40条 (略)</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法人にあつては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあつてはその住民票の写し又は<u>外国人登録証明書の写し</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p>(責任技術者の登録の申請)</p> <p>第11条 第9条第1項の登録を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住民票の写し又は<u>外国人登録証明書の写し</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第12条～第40条 (略)</p>

氏 名 おおしま くみこ  
大 島 久美子



生年月日 昭和22年10月6日生(64歳)

住 所 檜山郡江差町字津花町30番地

最終学歴 昭和41年 3月 道南高等理容美容学校卒業

職 歴 等 昭和44年 ～ 昭和47年 美容室経営  
平成7年4月 ～ 平成12年3月 かしわぎ保育園  
平成9年3月 ～ 現在 社会福祉法人恵愛会理事

公職歴等 平成4年12月 ～ 現在 江差町社会福祉委員  
平成12年4月 ～ 現在 函館地方裁判所江差支部家事調停委員  
平成13年8月 ～ 現在 江差町情報公開審査会委員  
平成14年4月 ～ 現在 函館地方裁判所江差支部民事調停委員  
平成18年10月 ～ 現在 人権擁護委員(2期)